する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ハ　略］

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　［略］

(2)　第百十条の五十六第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第百十条の五十六第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）

第百十条の四十九　［略］

2　［略］

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第百十条の五十二第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

第百十条の五十　［略］

第百十条の五十一　［略］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第百十条の五十二　［略］

2　令第五条の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第百十条の四十八第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第百十条の五十三　［略］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第百十条の五十四　［略］

2　前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百十条の五十八第一項第十一号に掲げる事項

二　第百十条の五十八第一項第十二号に掲げる事項

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第百十条の五十八第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

第百十条の五十五　［略］

［一・二　同上］

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　第百十条の二十三第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3)　第百十条の二十三第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容についての広告等の表示方法）

第百十条の十六　［同上］

2　［同上］

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の事業の内容について基幹放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。第百十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第五条の九第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

第百十条の十七　［同上］

第百十条の十八　［同上］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第百十条の十九　［同上］

2　令第五条の九第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第百十条の十五第三号ニに掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第百十条の二十　［同上］

（契約締結前交付書面の記載方法）

第百十条の二十一　［同上］

2　［同上］

一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第百十条の二十五第一項第十一号に掲げる事項

二　第百十条の二十五第一項第十二号に掲げる事項

3　信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、契約締結前交付書面には、第百十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（情報の提供の方法）

第百十条の二十二　［同上］